

フランス政府奨学金  
「BGF パートナー」  
よくある質問

質問： BGF パートナーの候補者は、なぜ、大学等の奨学金をもらう必要があるのですか？

回答： - まず何よりも、滞在費を十分確保できるからです。  
- 基本的な考えとして、この奨学金を創設するにあたって、少しでも多くの大学に提供したいという希望がありました。大使館が全額を負担してしまうとどうしても提携できる大学の数が少なくなってしまうので、それよりは、できるだけ提携大学の数を増やして、しかも給費生の資格を付与するだけでなくそれ以外の付加価値をつけられるようにしたのです。  
- 第二の理由は、大使館は、候補者の選考を大学の選考委員会に任せますが、直接選考に関与しない代わりに、全ての大学の候補者のレベルを客観的に同じにする必要があります。何らかの奨学金を得ていること、フランス語能力試験のディプロムを取得していること、そして大学の選考委員会の推薦を得ていること、この3つが大原則となります。なお、2018年度プログラムより、最終および補欠候補者のみが「何らかのほかの奨学金」を取得していればよいことになりました。  
- ただし、大学は、BGF パートナーに参加するために、新しい奨学金を創設する必要はありません。大学の既存の奨学金や JASSO の奨学金を利用すればいいのです。

質問： BGF パートナーは、語学・言語部門の学生も対象になりますか？

回答： はい。  
- Master および Doctorat レベルに留学希望の場合は、対象分野の制限はありません。  
- Licence レベルの留学の場合、基本的には語学・言語部門は対象外です。ただし、語学・言語の分野であっても、留学の目的が比較研究である場合は、「国際関係」の範囲とみなし受け付けます。

質問： 学部生（Licence への留学）の対象分野とは、フランスの受け入れ大学側の所属学部分野、という意味でしょうか。それとも日本の大学での所属学部の意味でしょうか。あるいは、単純に、その学生がその分野の講義を履修すればいいのでしょうか。

回答： 学部生（Licence への留学）の場合、これらのいずれの可能性も考えられます。学生の学ぶ内容が対象分野に属してさえいれば、日本の大学の所属学部名も、フランスの受け入れ大学側の所属学部名も重要ではありません。

質問： BGF パートナーのガイドラインによると、学部の一年生はこの奨学金に応募できないことになっています。この学部の一年生とは、この奨学金への応募時のことでしょうか、それとも、奨学金が始まる時期を指しているのでしょうか。

回答： 奨学金が始まる時期を指しています。

質問： フランス語能力試験の証明書の提出とありますが、どのレベルが必要でしょうか。

回答： 大使館では、必要なフランス語のレベルを決めておりません。各大学がフランス語能力も含めて評価を行い、最終推薦者を決定していただくと確信しているからです。

質問： 大使館面接はどこで行われますか。東京ですか？京都ですか？その際の交通費は負担されますか？

回答： 地方の候補者のためには、フランス大使館文化部の関連機関（アンスティチュ・フランセ日本またはアリアンス・フランセーズ）が大使館と協力しますので、これらのいずれかの場所で面接が行われます。京都の場合は、アンスティチュ・フランセ関西ー京都です。これらの場合、交通費は候補者の自己負担です。また、場合により、候補者の大学で面接が行われることもあります。

質問： 学部生で、「BGF パートナー」ガイドラインに応募可能と規定されている分野（政治学、国際関係、法学、経済、経営）以外の学生は、応募できますか？

回答： このような学部生は、留学先のフランスの大学での受入状況が以下の条件を満たす場合、BGF パートナーへの応募が可能です：

1. 受入先の学科や学部がガイドラインに応募可能と規定されている分野（上記）である場合
2. 受入先の大学で受講する講義のほとんどがガイドラインに応募可能と規定されている分野（上記）である場合

質問： 英語のプログラムで留学する学生も、フランス語能力試験を受ける必要がありますか。

回答： はい、たとえ英語のプログラムで留学する場合でも、フランス語能力試験（TCF, DELF, DALF のいずれか）の証明書は免除されません。大使館へは、その証明書のコピーを提出してください。

この証明書が必要な理由は以下の2つです：

1. フランスへ留学するという明確な志望動機を持つため
2. フランス滞在に必要な最小限のレベルのフランス語を身につけるため

各大学の学内選考では、語学レベルを選考の一基準とすることも可能です。

質問： 交換留学ではなく、派遣留学やフリームーバーとしての留学の場合でも、BGF パートナーに応募できますか。

回答： できます。ただし、何らか（Jasso 等）の奨学金を得る必要があります。BGF パートナーに参加すれば、フランスの大学の登録料が免除されます。

質問： 応募者が協定校以外へ留学する場合、特に必要な提出書類がありますか？

回答： ガイドラインにあるとおり、M2 または Doctorat 課程への志願者は、「指導承諾書」の提出が必要です。また、それ以外の場合も、何らかの受け入れ証明書類を提出していただきます。

質問： すでにフランスに留学中でディプロムの取得を目指している学生でも、BGF パートナーに応募できますか。

回答： 日本の大学に籍を置いていないのであれば、応募はできません。今も日本の大学の学生であるなら、応募はできますが、必ず、何らか（Jasso 等）の奨学金を得る必要があります。

質問： BGF パートナー候補者の大使館面接は、奨学金の受給が決定していなくても行うことは可能ですか？

回答： いいえ。大使館面接よりも前に、必ず候補者は何かしら（Jasso 等）の奨学金の受給が確定している必要があります。ただし、奨学金の証明書は大学発行の仮のもので結構です。

質問： 大使館の面接を行う最終期限はいつごろですか。

回答： 大使館面接は、候補者が渡仏する遅くとも2ヶ月前までに行う必要があります。この期限は、フランス政府の給費生全員に共通です。大使館面接は、6月末までに終わります。

質問： BGF パートナーは、民間の機関の奨学金（例えばロータリークラブ奨学金など）と併用できるでしょうか。

回答： はい、以下のような条件があれば問題ありません：

1. 当該の学生が提携大学の選考委員会による選考過程を経ていること。
2. 提携大学または学生が、受給する奨学金がフランス政府給費と併用可能なことを確認済みなこと。
3. 提携大学は、BGF パートナー奨学金が提携大学の金融口座を通して振り込むことができることを確認すること

質問： BGF パートナーの条件として、候補者は何らかの奨学金を得ている必要がある、とありますが、この奨学金は給付型でも貸与型でもいいのでしょうか。

回答： 対象は給付型のみです。

質問： 協定書の附属文書－第4条：提携大学による負担について：

フランス滞在費月額（\_\_\_\_\_円）は具体的な金額を入れなければならないでしょうか。

具体的な記入方法を教えてください。

回答： 8万円～15万円など、予定される金額を幅をもたせてご記入ください。  
大使館にとりましては、この欄にご記入いただく金額が月額8万円を下回らないことが重要です。  
もし、8万を下回ってしまう場合は、大使館へご連絡ください。

(記入例)

大学側負担(フランス滞在費)：8万～15万円(月額)  
(JASSOの奨学金、または大学の学部ごとの奨学金)

\* 複数の奨学金の可能性がある場合、各奨学金額の詳細を記す必要はありません。

質問： 候補者が得ていなければならない大学やJASSO等の奨学金の最低金額は、月額8万円を下回ってはダメでしょうか。

回答： なるべく、8万円の最低ラインを守っていただきたいですが、どうしても無理な場合は、6万円を下限とします。それ未満は対象外です。

質問： 協定書を交わしたあとで、JASSOに推薦できなかった場合にBGFへの推薦が取り消しになるが、それは協定書の違反とはなりませんか？

回答： いいえ、違反にはなりません、また、協定者双方ともに責任は追及されません。

質問： 候補者が少なく、学内推薦者を送れなくなった場合、協定書違反になるのでしょうか。

回答： なりません。

質問： 最低4名の候補者がいるかどうか確信がなければ、協定書は結べないのでしょうか。

回答： 協定書自体は結べます。  
ただし、協定書を結んだあとで、実際4名の候補者に満たないという事態になった場合は、大使館にご一報ください。  
その場合の対応については、その時点で検討する可能性があります。

質問： BGFパートナー奨学金の留学期間はいつからいつまででしょうか。

回答： その年の9月から翌年の6月末まで(10ヶ月)です。  
給費は9月1日から始まり、最短でも9月～12月の4ヶ月間となります。

質問： JASSOの奨学金受給の結果が、大使館の面接に間に合わない場合はどうなりますか？

回答： その場合は、大学は「JASSO奨学金受給見込み」の証明書を発行し、

「奨学金受給証明書」の変わりとして応募者の書類に加えてください。実際の受給許可がおりた時点で、JASSO の奨学金受給証明書を大使館に提出してください。

JASSO の結果が渡仏前に出ない場合は、学生は、給費生としてフランスに出発します。

留学後に万が一 JASSO の結果が不合格だと判明した場合は、BGF パートナー奨学金は停止されます。

途中で給費が停止されても、すでに支払った給費の返済の義務はありません。

**質問：** 何らかの理由で、BGF パートナー奨学金が途中で停止になった場合、すでに支払われた奨学金を返還する必要があるでしょうか。

**回答：** いいえ、必要ありません。

**質問：** 協定書の送付日は絶対厳守でしょうか。

**回答：** これは目途ですので、多少過ぎても問題ありません。ただし遅れる場合は、いつごろお送りいただけるかを、前もってお知らせください。

**質問：** 英語のプログラムの学生でも仏文書類の提出が必要でしょうか。

**回答：** はい、必要です。これら仏文での書類の作成にあたっては、大学のフランス語教員の方々にもお力添えをいただいて差し支えありません。

**質問：** 英語で留学する場合、フランス語能力テストはたとえ最低レベルに合格しなくても、受験すればいいのでしょうか。

**回答：** 最低レベルに合格しないと「ディプロム」そのものがもらえないので、やはり最低レベルは必要です。

**質問：** フランス大使館側が負担する項目のうち、「フランス政府給費運営費」とはどのようなものですか。

**回答：** これは、「BGF パートナー」を含むフランス政府給費全体を運営するための諸経費ですが、学生さんにお渡しするものではありません。諸経費は例をあげれば以下のようなものです：  
- 様々な印刷代  
- 航空券などの購入代差額  
- 給費生がフランスの空港へ到着した際の様々な受け入れ対応の費用（たとえば、パリの空港から市内のリムジンバスチケットの支給など）  
- 給費生向けのサイト運営費用  
等々。

**質問：** 語学テスト（TCF, DELF, DALF）の結果が応募書類を提出するまでに出ていなくても、大使館の最終面接試験を受けることができるでしょうか。

**回答：** 語学テストを受験していれば、結果は出ていなくとも、最終面接試験を

受けることはできます。

テストの結果が発表され次第、フランス大使館へ（井上あてに）お送りください。

なお、その場合、英文で簡単に「結果は後日郵送」の旨を書いて応募書類に同封してください。

**質問：** 応募書類として提出が必須の CV（履歴書）や留学計画には雛型がありますか。

**回答：** どちらも雛型はありません。

CVは日本でよく使われる履歴書に準じる内容のもので結構です。仏文の履歴書の内容もこれに準じます。

留学計画は、1) これまでしてきた勉強、2) 留学した場合にフランスでしたい勉強、3) 帰国後それをどのように活かすか、を論理的に説明していただければ結構です。これら3つは関連性があることが重要です。

**質問：** 学内選考委員会の委員人数に規定はありますか。

**回答：** 学内選考委員会の委員人数は最低でも3名で、お願いします。